

訪問介護
介護予防訪問介護相当サービス
重要事項説明書

マザーレイク田上訪問介護事業所

「指定訪問介護」

「指定介護予防訪問介護相当サービス」

重要事項説明書

令和6年8月1日改正

1. 法人の概要

- (1) 法人名 マザーレイク株式会社
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市黒津1丁目6-18
- (3) 電話番号 077-536-3901
- (4) 代表者氏名 代表取締役 片岡 理佐

2. 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	マザーレイク田上訪問介護事業所
所在地	滋賀県大津市黒津1-6-18
電話番号	077-536-3901
FAX番号	077-536-3911
介護保険事業所番号	2570100715
当事業所内のその他のサービス	グループホーム・居宅介護支援事業所
通常サービスを提供する地域※	要介護：大津市・草津市 要支援・事業対象者：大津市

※ 上記地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

令和6年8月1日 現在

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		1名	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		2名	利用者申込調整・介護従事者への技術指導 入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	介護福祉士	3名	3名	6名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	実務者研修修了者		1名	1名	
	初任者研修修了者		1名	1名	

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	月～金 9時～18時

(4) サービスの提供時間 ※ サービス提供時間帯で料金が異なります。

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00
平日	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○
休業日	12月29日～1月3日		

3 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営方針

要介護状態等となった場合においても、ご本人が可能な限りその居宅において、その有する能力に
応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴・排泄・食事等の援助を行うこ
とによって、ご本人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

*身体介護

入浴介助：入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

排泄介助：排泄の介助、おむつ交換を行います。

食事介助：食事の介助を行います。

体位交換：体位の交換を行います。

通院介助：通院の介助を行います。

*生活援助

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、本人ができる限り自ら家事等
を行うように支援することを目的としています。

調理：ご本人の食事の用意を行います。

洗濯：ご本人の衣類等の洗濯を行います。

掃除：ご本人の居室の掃除を行います。

買い物：ご本人の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

次のサービスは（原則として）介護保険は提供できません。

ご本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し・主としてご本人が使用する居室等以外の掃除・来客
の応対（お茶・食事手配など）

話し相手だけの留守番・自家用車の洗車掃除・草むしり・花木の水やり・ペットの世話・

家具電気器具等の移動・修繕・模様替え・大掃除・窓のガラス拭き・床のワックスがけ・室内外家
屋の修理・ペンキ塗り・園芸・特別な手間をかけて行う料理（おせち料理等）・預貯金の引き出しや
預け入れ

4 利用料金

(1) 利用料別紙参照

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご本人の負担額を変更します。また、介護報酬の引き上げによる改定があった時には、料金表別紙のみ変更します。

● サービス利用を中止する場合のキャンセル料金規定

サービス提供の 12 時間前までに連絡がない場合	1,000円
サービス提供の 12 時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

(2) 交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、以下の額をご負担いただきます。

通常の実施地域を越えた地点から

- 一 片道5 km未満 400円/km
- 二 片道5 km～10 km未満 800円/km
- 三 片道10 km以上、5 kmまで毎に400円/km加算
- 四 タクシーを利用した場合は実費負担

(3) その他

- ① ご本人の住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用はご本人のご負担となります。
- ② 料金の支払い方法
毎月、10 日頃までに前月分のご請求をいたしますので、現金支払の方は15 日頃までにお支払いください。領収書を発行いたします。
お支払い方法は、口座振替をお願いしております。別途、ご希望があれば銀行振込、現金集金もできます。

5 サービスの利用方法

(ア) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(イ) サービスの終了

- ① ご本人のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の10日前までにお申し出下さい。
- ② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご本人が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 入院期間が2か月を経過した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご本人の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ ご本人が亡くなられた場合
- ④ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご本人、ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご本人は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
 - ・ ご本人が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず1か月以内に支払わない場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ ご本人及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者もしくは訪問介護員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- 訪問介護員に対する不信行為に該当する具体例（別紙あり）としては以下のようなものがあります。
- 1 パワーハラスメント行為（暴力、暴言、誹謗中傷など）
 - 2 セクシャルハラスメント行為
 - 3 個人情報漏洩に該当するような行為（無断で訪問介護員の写真や動画の撮影や録音をすること、写真や動画をインターネットに掲載すること）
 - 4 その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為 等

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご本人から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項

※ 契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

※ 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配

慮するものとします。

※ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご本人に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご本人もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご本人の家族等に対するサービスの提供
- ④飲酒及びご本人もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご本人もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご本人もしくはその家族等に行う迷惑行為

7 秘密保持

（１）事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や家族または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業者は、利用者またはその家族それぞれからあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

8 情報の保存・開示義務

当事業所は、ご本人の訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの計画書、その実施状況等に関する書類等を完結後 2 年間保存いたします。また、ご本人やご家族からのお申し出があれば、情報開示いたします。

9 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申し付けください。

① 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者 中尾 圭介

電話 077-536-3901 FAX 077-536-3911

受付日 年中（ただし、年末年始を除く）

受付時間 9:00~18:00

行政機関その他苦情受付機関

大津市介護保険課	電話番号 077-528-2753
草津市介護保険課	電話番号 077-561-2369
滋賀県運営適正化委員会	電話番号 077-567-4107
国民健康保険団体連合会	電話番号 077-510-6605

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、ご本人の主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

緊急時等における対応方針 (要介護のみ)

居宅サービス計画以外で、緊急の時は、管理者又はサービス提供責任者・訪問介護員が、個別にサービス対応させていただきます。

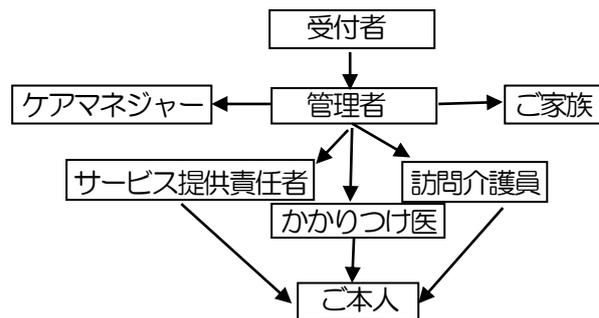
但し、事前・事後に問わず、担当介護支援専門員の連携が必要になります。

緊急時の連絡先 (対応可能時間 8:00~20:00)

マザーレイク田上訪問介護事業所

077-536-3901

080-1523-1952 (携帯)



11 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご本人がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、ご本人に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

12 人権の擁護・虐待の防止

事業所は、ご本人の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修の機会を確保致します。

13 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

14 暴力団排除

(1) 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の訪問介護員等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならない。

(2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施	1	あり	評価実施日	
			評価機関名	
			結果の開示	
	2	なし		

令和 年 月 日

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスについて、ご本人に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 大津市黒津1-6-18

マザーレイク田上訪問介護事業所

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業所から訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

私は利用者に代わり、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、本書面を受領し、その内容につき同意しました。

(代理人) 住所

氏名 印

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載されている割合の負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分に係るサービス利用は全額自己負担となります。

【利用者利用料金目安】 1 割負担額のみ記載しております。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分未満ごとに
身体介護 特定事業所加算 I	210円	314円	497円	728円	105円
身体介護 加算なし	175円	261円	414円	607円	88円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助 特定事業所加算 I	230円	283円
生活援助 加算なし	192円	236円

	身体30分 生活20分以上 45分未満	身体30分 生活45分以上 70分未満	身体60分 生活20分以上 45分未満	身体60分 生活45分以上 70分未満
身体生活 特定事業所加算 I	397円	481円	580円	664円
身体生活 加算なし	331円	401円	484円	554円

(2024 年 5 月まで)

- ・介護職員処遇改善加算（I）…介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
（介護報酬総単位数×13.7%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（I）…介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
（介護報酬総単位数×6.3%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。）
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算…介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
（介護報酬総単位数×2.4%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。）

(2024 年 6 月以降)

- ・(新設) 介護職員等処遇改善加算（I）…介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
（介護報酬総単位数×24.5%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。）

★基本料金に対してサービスの提供時間が早朝（6:00～8:00）帯・夜間（20:00～22:00）帯の時は 25%増し、深夜（22:00～6:00）帯の時は 50%増しとなります。

★上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

★やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

★当事業所は、特定事業所加算（I）…サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備にあてる加算：所定単位数の 20%の加算を算定

※初回加算[214 円/月]が、算定される場合

- ①サービス開始月
- ②一旦サービスを休止又は終了から二ヶ月以上経過した場合
- ③要支援から要介護もしくは要介護から要支援に介護度が変更になった場合

※緊急時訪問加算[107 円/回] 利用者やその家族からの要請を受け、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を 24 時間以内に行ったときに算定いたします。

利用料金は介護予防訪問介護相当サービス計画において位置づけられた支給区分の利用者の負担割合は介護保険負担割合証に記載された割合となります。

【利用者利用料金目安】 1 割負担額のみ記載しております。

訪問型独自サービス 2 1	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		1 回につき 307円
訪問型独自サービス 2 2	生活援助が中心である場合	20分以上45分未満	1 回につき 192円
訪問型独自サービス 2 3		45分以上	1 回につき 236円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合		1 回につき 175円

一月につき3, 727単位の範囲内で算定

(2024 年 5 月まで)

- ・介護職員処遇改善加算 (I) …介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
(介護報酬総単位数×13.7%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。)
- ・介護職員等特定処遇改善加算 (I) …介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
(介護報酬総単位数×6.3%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。)
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算…介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
(介護報酬総単位数×2.4%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。)

(2024 年 6 月以降)

- ・(新設) 介護職員等処遇改善加算 (I) …介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてる加算
(介護報酬総単位数×24.5%×地域単価の 1 割または 2 割または 3 割を算定させていただきます。)

※初回加算[214 円/月]が、算定される場合

- ①サービス開始月
- ②一旦サービスを休止又は終了から二ヶ月以上経過した場合
- ③要支援から要介護もしくは要介護から要支援に介護度が変更になった場合

※介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険以外のサービスは、利用料金の全額がご本人の負担となります。